

## 単品スライド条項に関する追加運用の改正について

「鹿沼市建設工事請負契約書第23条第5項」(いわゆる単品スライド条項)に基づき、請負代金額の減額変更を請求する場合について、次のとおり平成21年4月1日から適用することとしました。

### 1. 対象品目

各品目毎の対象資材を下記のとおり定め、表にない品目や資材については個別に判断する。

表 各品目毎の対象資材一覧表

品目類	資材名
鋼材類	H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、 鋳鉄管、スクラップ等
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
アスファルト類	アスファルト混合類、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファ ルト類
コンクリート類	生コンクリート、セメント等
コンクリート製品類	積みブロック、ヒューム管、側溝、L型擁壁、Boxカルバート等
骨材類	砕石、割栗石、砂、再生砕石等
木材類	型枠、木工沈床、木柵等
石油化学製品類	塩化ビニル製品、ポリエチレン製品、ゴム製品等

### 2. 資材価格下落の対応

【資材価格の下落に伴う減額スライドの対象となる品目】

表に示す対象品目等において、価格の下落が見られる資材のうち、品目毎の変動額(減額)が対象工事費の1%を超える品目類を対象とする。

【資材価格の下落に伴う減額スライドの請求対象工事】

発注者は、対象品目毎の価格変動前の金額(M当初)と価格変動後の金額(M変更)を求め、変動額(M当初 - M変更)が対象工事費の1%を超える場合に、受注者に対し減額スライドの請求を行う。

### 3. 実勢価格の算定

変動前の価格を算定するための単価は設計時点における単価とし、価格変動後の価格の算定に用いる実勢価格は、次に定めるとおりとする。

【鋼材類及びその対象材料(燃料油を除く)】

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

【燃料油】

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

#### 4. スライド額の算定方法

スライド額の算定は、それぞれの品目毎に、その品目に該当する各資材の当初の価格(発注者が設定した実勢価格に数量、落札率、消費税率を乗じた額)と変動後の価格(上記3.の実勢価格に数量、落札率、消費税率を乗じた額)との差額の合計額(変動額)から対象工事費の1%を除き算出する。

なお、受注者から異議申し立てがあった場合で、対象資材の購入金額が発注者の実勢価格を基に算出した変動後の価格を上回る場合は、実際の購入金額を用いてスライド額を算出する。ただし、対象資材の納品書、領収書などの購入金額及び購入数量等が確認できる場合に限る。

#### 5. その他

- (1) 本「追加運用の改正」の適用については、平成21年4月1日以降にスライド額を確定させるものに適用する。
- (2) 工期末が平成21年5月31日以前である工事については、4月30日まで減額請求ができるものとする。